

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件
- 道路の区域を変更する件五件
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

公 告

- 一般競争入札を行う件
- 福島県労働委員会
- あつせん員候補者として委嘱した件

正 誤

- 令和二年一月三十一日付け定例第七十六号中

四 五 五 五 四 四

告 示

福島県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年二月七日から同年三月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番七ほか五〇筆
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

- 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年二月七日から同年三月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田一九五番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年二月七日から同年三月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四〇番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年二月七日から同年三月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル小名浜店 福島県いわき市小名浜愛宕町七番地二

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津北郡土地改良区から令和二年一月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十九日認可した。

令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、檜葉町土地改良区から令和二年一月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十九日認可した。

令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所が令和二年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 三九九号	相馬郡飯館村二枚橋字 本町一八五番一地先か ら 同 郡同 村二枚橋字 本町二八五番一地先ま で	変更前 変更後	A 六・五 二八・二 B 一〇・四 五四・三	六六〇・五 七六六・二

（道路計画課）

福島県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所が令和二年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道原町 川俣線	相馬郡飯館村二枚橋字 本町一八五番一地先か ら 同 郡同 村二枚橋字 本町四七〇番地先ま で	変更前 変更後	A 八・六 二八・二 B 一〇・四 五四・三	一、二六五・三 一、二六五・三 一、二二二・七

（道路計画課）

福島県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所で令和二年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道浪江 国見線	相馬郡飯館村草野字大 谷地七六番地先から 同 郡同 村草野字館 東二九番地先まで	変更前 変更後	A 七・五 一六・一 A 七・五 二二・一 B 一〇・八 六七・四	八六四・三 八六四・三 八六四・三 七五七・八

(道路計画課)

福島県告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道二本 松金屋線	本宮市高木字薄池一番 七五地先から 同 市高木字駒込一四 番五地先まで	変更前 変更後	一三・〇 二四・二 一三・〇 二二・四	五八・〇 五八・〇 五八・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道草野 大倉鹿島 線	相馬郡飯館村草野字車 九一番一地先から 同 郡同 村草野字沢 目木一番二地先まで	変更前 変更後	八・八 一九・一 一〇・七 二二・〇	三〇二・一 三〇二・一 三〇二・一

(道路計画課)

福島県告示第八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 矢吹町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 県南都市計画下水道事業(矢吹町流域関連公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和五十三年十二月十五日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和五十三年十二月十五日から平成三十二年三月三十一日まで
(変更後) 昭和五十三年十二月十五日から令和九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画法事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十七年福島県告示第百二十三号)の事業地に西白河郡矢吹町滝八幡、赤沢、大和内及び北浦の各一部の区域を加える。
北浦の各一部の区域のうち、西白河郡矢吹町一本木、東郷、花咲、大池、大町、北町、館沢、大久保、鍋内、文京町、八幡町、田町及び新町の各一部の区域を変更する。

(下水道課)

使用の部分 変更なし

公告第16号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県漁業調査指導船建造0101工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年2月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 福島県漁業調査指導船建造0101工事
- (2) 調達をする件名及び数量 漁業調査指導船 一式
- (3) 工事概要

ア 船種 第三種漁船

イ 航行区域 A 1 水域及び A 2 水域

ウ 船質 建造仕様書による。

エ 船型 滑走型又は半滑走型の高速艇

オ 全長 約26.40m

カ 幅（型） 4.60m

キ 深さ（型） 2.00m

ク 計画喫水（型） 0.80m

ケ 計画総トン数 約36トン

コ 航海速力 15ノット以上

サ 最大搭載人員 7名

シ その他 入札説明書及び建造仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

- (4) 納入期限 令和3年12月24日（金）
- (5) 納入場所 福島県相馬市松川浦漁港

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要

- な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者については、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 平成22年3月1日から令和2年2月29日までの間において、船質がアルミ軽合金製であり、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条に規定する総トン数が30トン以上の漁業調査指導船、漁業取締船、巡視艇又は警備艇等の官公庁船を建造した実績を有する者であること。
 - (5) 建造船舶の溶接工事を全て屋内で施工できる施設を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、入札説明書に定める技術審査資料を添付して、令和2年3月2日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- なお、郵送により提出する場合は、一般書留又は簡易書留により行うものとし、令和2年3月2日（月）午後5時までに必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課
電話024-521-7394
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和2年2月7日（金）から同年3月2日（月）まで（土曜日、日曜日、同年2月11日及び同月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
- 5 入札説明書等の配布等
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) 入札説明書等の郵送による配布は行わない。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和2年3月23日（月）午前11時
 - (2) 場所 福島県自治会館5階502会議室（福島県福島市中町8番2号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、一般書留又は簡易書留により行うものとし、令和2年3月19日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 契約の成立
- 本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。
- ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その

者を契約の相手方とすることが適当でない認められるときは、契約を締結しない。
 なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書等による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured: Fisheries Research Vessel 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 23 March 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 March 2020
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7394

(農林総務課)

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。
 令和二年二月七日

福島県労働委員会
 会長 平石典生

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
平石 典生	福島県労働委員会会長 弁護士		平成30年6月26日
吉高神 明	福島県労働委員会会長代理 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	同
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士		同
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
遠藤 和也	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	東北電力労働組合福島 県本部副委員長	同
大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 東芝照明プレシジョン労働組合 中央執行委員	東芝照明プレシジョン 労働組合福島支部執行 委員	同
坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員 アネスト岩田労働組合福島支 部	アネスト岩田労働組合 福島支部執行委員	同

飛田 博之	福島県労働委員会労働者委員 U A センセン福島県支部長	U A センセン山梨県支 部長	令和2年1 月28日
八巻 由美	福島県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合中央 執行委員	福島市役所職員労働組 合執行委員長	平成30年6 月26日
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社アゴラ専務取 締役	同
千歳 芳雄	福島県労働委員会使用者委員 アルパインアニュア ンソク株式会社非常勤顧問	アルパインアニュア クチャリソク株式会社 顧問	同
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長	同
星 逸朗	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県中部経営者協会 専務理事兼事務局長	同
高荒 由幾	福島県労働委員会事務局長	福島県こども未来局次 長	平成30年4 月24日
鳴原 孝之	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	総務部参事 (公立大学 法人会津大学派遣)	平成31年4 月23日
佐藤 行広	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県立磐城高等学校 事務局長	平成29年4 月25日

(審査調整課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和二年一月三十一日付け定例第七十六号中

三七	上	一五	数 五箇所	収容台数 二百二十五台
		一七	数 三箇所	収容台数 百二十八台